

総量削減義務と排出量取引制度における
排出係数等報告ガイドライン

2025（令和7年）年4月

東京都環境局

目 次

第1章 本ガイドラインの目的	1
1 基本的な考え方	1
(1) 総量削減義務と排出量取引制度について	1
(2) CO ₂ 排出量算定に使用する実排出係数について	1
2 本ガイドラインを利用する事業者	2
第2章 実排出係数等の報告及び公表について	3
1 電気供給事業者	3
(1) 実排出係数等を報告する電気供給事業者	3
(2) 報告する実排出係数等	3
(3) 実排出係数等を報告する電気供給事業者の判断	4
(4) 報告する実排出係数等の算定方法	5
(5) 電気供給事業者による手続	7
(6) 電気の排出係数等の公表	8
2 熱供給事業者	10
(1) 対象とする熱供給事業者	10
(2) 報告する実排出係数等	10
(3) 実排出係数等を報告する熱供給事業者の判断	11
(4) 報告する実排出係数等の算定方法	12
(5) 熱供給事業者による手続	14
(6) 熱供給事業者の公表	17
3 都市ガス供給事業者	18
(1) 対象とする都市ガス供給事業者	18
(2) 報告する実排出係数等	18
(3) 実排出係数等を報告する都市ガス供給事業者の判断	19
(4) 報告する実排出係数等の算定方法	20
(5) 都市ガス供給事業者による手続	21
(6) 都市ガス供給事業者の公表	22

第1号様式 排出係数等報告書兼同意書

別紙 メニュー別排出係数に係る情報の一覧

第1章 本ガイドラインの目的

1 基本的な考え方

(1) 総量削減義務と排出量取引制度について

都が実施する、「総量削減義務と排出量取引制度」（以下、C&T 制度という。）では、都内の大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kL 以上の事業所）に CO₂ 排出量の算定・報告及び削減義務を課している。C&T 制度は 2010 年度から開始し、2010 年度以降の 5 年度間を削減計画期間とし、第一計画期間（2010 年度～2014 年年度）から第三計画期間（2020 年度～2024 年度）まで制度を運用しており、大規模事業所の CO₂ 排出量は着実に減少している。

第三計画期間までは、大規模事業所の省エネルギー化を促進するため、削減義務を課している CO₂ 排出量の算定にあたっては、燃料使用に伴う CO₂ 排出量、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量は、固定排出係数を用いて算定していた。

第四計画期間（2025 年度～2029 年度）では、大規模事業所の再エネ利用を促進するため、大規模事業所が報告する CO₂ 排出量の算定にあたって、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量と当該事業所での都市ガスの使用に伴う CO₂ 排出量については、当該事業所が契約する電気供給事業者（小売電気事業者及び特定規模電気事業者等）、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者の排出係数（以下「実排出係数」という。）を用いて算定することとした。

【CO₂ 排出量の基本算定式】

＜燃料＞

CO₂ 排出量＝燃料等使用量×単位発熱量×排出係数[※]

＜電気及び熱＞

CO₂ 排出量＝燃料等使用量×排出係数

※燃料の排出係数の単位が「t-C/GJ」の場合は、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算する。

(2) CO₂ 排出量算定に使用する実排出係数について

すでに都が実施している「東京都エネルギー環境計画書制度」の対象事業者である、都内に電気を供給する小売電気事業者の実排出係数については、「東京都エネルギー環境計画書制度」にて実排出係数を把握し、都が公表する仕組みとなっている。それ以外の「東京都エネルギー環境計画書制度」の対象でない電気供給事業者の実排出係数や、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者の実排出係数を把握して公表する仕組みは、都においては他制度を含めても存在していない。

このため、東京都告示（平成二一年東京都告示第一二三六号）の第2条第1項、第2項及び第4項に基づき、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量と当該事業所で

の都市ガスの使用に伴う CO₂ 排出量の算定に使用する電気供給事業者、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者の実排出係数を報告する制度を設け、報告を受けた実排出係数を公表するものとする。

また、第四計画期間では、大規模事業所は、燃料等の使用に占める再生可能エネルギーの割合を報告する。再生可能エネルギーの割合を算定するためには、他人から供給された電気及び熱や事業所で使用した都市ガスに含まれる再生可能エネルギーの割合を把握する必要がある。このため、他人から供給された電気及び熱や事業所で使用した都市ガスの再生可能エネルギー利用率（以下、再エネ利用率という。）を実排出係数と併せて報告する制度とする。

2 本ガイドラインを利用する事業者

本ガイドラインを利用する事業者は、東京都内の事業所等（特定地球温暖化対策事業所、指定地球温暖化対策事業所及び指定相当地球温暖化対策事業所をいう。以下同じ。）に電気、熱及び都市ガスを供給している事業者である。ただし、国や都の他制度で電気や熱の実績報告等を実施している事業者など、供給事業者によって、実排出係数及び再エネ利用率の報告や報告値の公表の取扱いが異なる。エネルギー種ごとの実排出係数及び再エネ利用率の報告や報告値の公表の取扱いについては、下表に示すとおりである。なお、本ガイドラインを利用する事業者の詳細については、「第2章 実排出係数等の報告及び公表について」を参照すること。

報告対象事業者		C&T 制度への報告		
		排出係数	<u>再エネ利用率</u>	公表の同意手続
電 気	エネルギー環境計画書制度の対象事業者	不要 ^{※1}	不要 ^{※1}	不要 ^{※1}
	上記以外の事業者	必要	必要	必要
熱	地域における脱炭素化に関する計画制度の対象事業者	不要 ^{※2}	不要 ^{※2}	不要 ^{※2}
	上記以外の事業者	必要	必要	必要
都 市 ガ ス	国へ排出係数を報告する事業者	不要 ^{※3}	公表希望者のみ 必要 ^{※3}	公表希望者のみ 必要 ^{※3}
	上記以外の事業者	必要	必要	必要

※1：エネルギー環境計画書制度で排出係数及び再エネ利用率を報告、公表するため C&T 制度への報告は不要。

※2：地域における脱炭素化に関する計画制度で報告されたデータを基に、C&T 制度にて排出係数及び再エネ利用率を算出、公表する事業者は、C&T 制度への報告は不要。ただし、地域における脱炭素化に関する計画制度を通じて、公表の同意手続を実施。

※3：国が公表する排出係数を引用するため C&T 制度への報告は不要。ただし、再エネ利用率の公表を希望する事業者は、C&T 制度への再エネ利用率の報告と公表の同意手続が必要。

第2章 実排出係数等の報告及び公表について

1 電気供給事業者

(1) 実排出係数等を報告する電気供給事業者

電気の実排出係数の報告ができる電気供給事業者は、都内の事業所等に電気を供給する事業者であって、都が実排出係数及び再エネ利用率を公表（自ら供給先に周知する場合を含む）することを希望する事業者とする。ただし、エネルギー環境計画書制度の対象事業者については、当該制度で排出係数及び再エネ利用率を報告・公表するため、対象外となる。

～本仕組みの対象とする電気供給事業者等の分類（例）～

分 類	概 要
特定送配電事業者	限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者
特定供給	供給者・需要者間の関係で、需要家保護の必要性の低い密接な関係（生産工程、資本関係、人的関係）を有する者の間での電力供給（本社工場と子会社工場間での電力供給等）
自己託送	発電機や再エネ発電設備を用いて発電した電気を、一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該発電設備を設置する者の別の場所にある事業所等への電力供給
コージェネレーションシステム（発電機含む）等からの電気を外部へ供給している事業者	コージェネレーションシステムや発電機等で発電した電気を、自営線路を用いて、電力供給を行う事業者

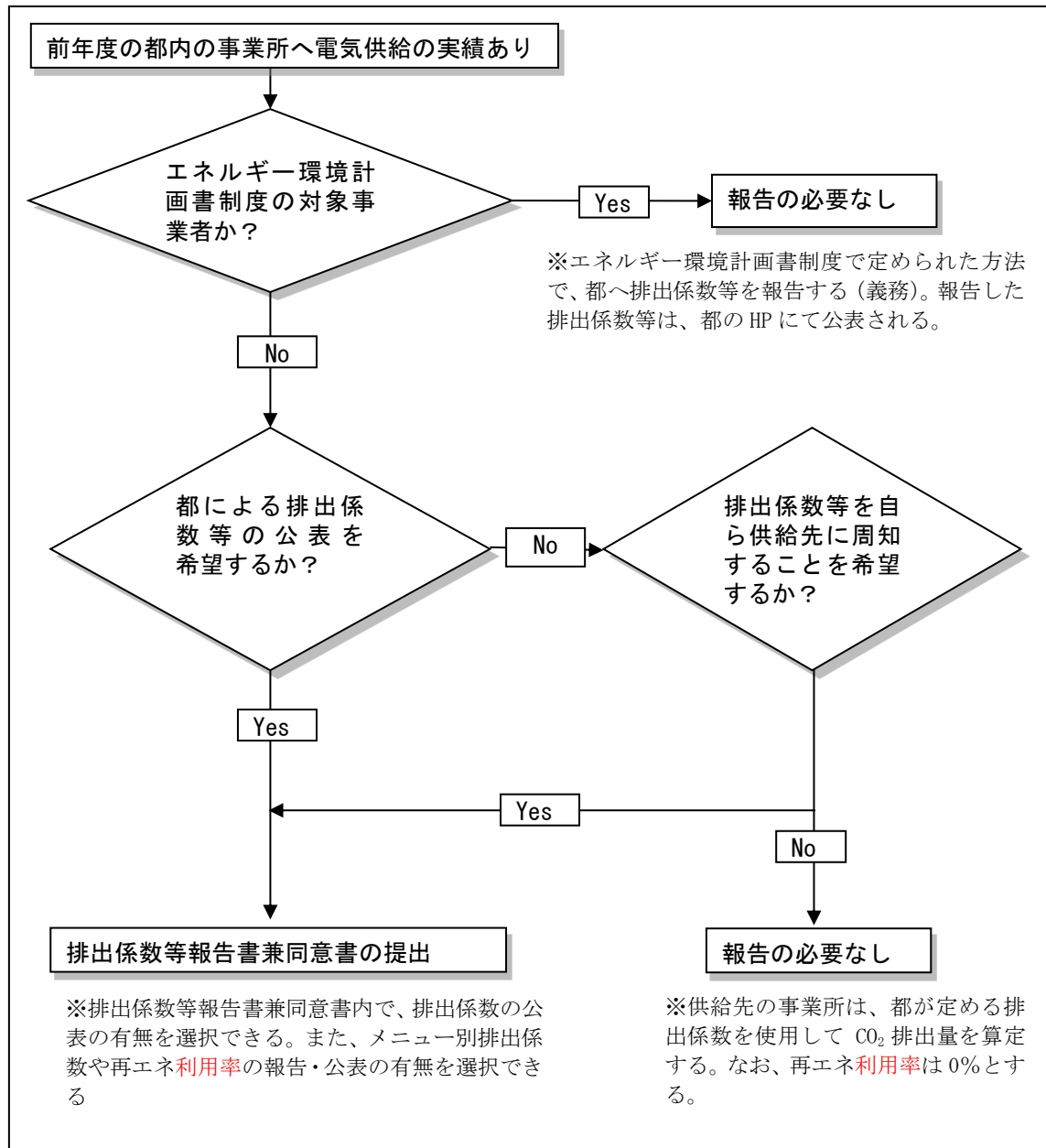
(2) 報告する実排出係数等

都による公表を希望する次の項目について報告することができる。

- 都内に供給する全ての電力のCO₂排出係数及びその電力の再エネ利用率
- 電力メニューにより供給する電力のCO₂排出係数及びその電力の再エネ利用率

(3) 実排出係数等を報告する電気供給事業者の判断

実排出係数等を報告する電気供給事業者であるかの判断は、下図に示すフローで実施すること。



(4) 報告する実排出係数等の算定方法

ア 都内に供給する全ての電力の CO₂ 排出係数の算定方法（自己託送及びコージェネレーションシステム（発電機含む）からの電気を外部へ供給している事業者を除く）

電気供給事業者が調達した電気の電源構成に基づいて CO₂ 排出係数を算定する。供給する電気に非化石証書、グリーン電力証書及び再エネ電力由来の J-クレジット等の環境価値を充当している場合は、その効果を含めて排出係数を算定すること。なお、算定する CO₂ 排出係数は、1 事業者につき 1 つとする。

CO₂ 排出係数の算定方法は次に示すとおりである。なお、詳細な CO₂ 排出係数の算定方法は、「東京都エネルギー環境計画書作成ガイドライン」の取り扱いに従って算定する。

$$\begin{aligned} & \text{都内に供給する全ての電力の CO}_2 \text{ 排出係数} \\ & = (\text{基礎 CO}_2 \text{ 排出量 [tCO}_2\text{]} + \text{FIT} \cdot \text{非 FIT 調整 CO}_2 \text{ 排出量 [tCO}_2\text{]} - \text{非化石電源 CO}_2 \text{ 削減相} \\ & \quad \text{当量 [tCO}_2\text{]} - \text{グリーン電力証書由来の認証排出量 [tCO}_2\text{]} - \text{再エネ電力由来 J-クレジ} \\ & \quad \text{ット無効化量 [tCO}_2\text{]}) \div \text{販売電力量 [千 kWh]} \end{aligned}$$

表 燃料の使用に伴う CO₂ 排出量の算定に使用する単位発熱量及び排出係数

燃料の種類			単位発熱量		排出係数	
原油			38.3	[GJ/kL]	0.0190	[t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート (NGL)			34.8	[GJ/kL]	0.0183	[t-C/GJ]
揮発油 (ガソリン)			33.4	[GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]
ナフサ			33.3	[GJ/kL]	0.0186	[t-C/GJ]
灯油			36.5	[GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]
軽油			38.0	[GJ/kL]	0.0188	[t-C/GJ]
A 重油			38.9	[GJ/kL]	0.0193	[t-C/GJ]
B・C 重油			41.8	[GJ/kL]	0.0202	[t-C/GJ]
潤滑油			40.2	[GJ/kL]	0.0199	[t-C/GJ]
石油アスファルト			40.0	[GJ/t]	0.0204	[t-C/GJ]
石油コークス、FCC コークス			34.1	[GJ/t]	0.0245	[t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス (LPG)		50.1	[GJ/t]	0.0163	[t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス		46.1	[GJ/千 m ³]	0.0144	[t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)		54.7	[GJ/t]	0.0139	[t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス		38.4	[GJ/千 m ³]	0.0139	[t-C/GJ]
石炭	原料炭	輸入原料炭	28.7	[GJ/t]	0.0246	[t-C/GJ]
		コークス用原料炭	28.9	[GJ/t]	0.0245	[t-C/GJ]
		吹込用原料炭	28.3	[GJ/t]	0.0251	[t-C/GJ]
	一般炭	輸入一般炭	26.1	[GJ/t]	0.0243	[t-C/GJ]

燃料の種類		単位発熱量		排出係数	
	国産一般炭	24.2	[GJ/t]	0.0242	[t-C/GJ]
	輸入無煙炭	27.8	[GJ/t]	0.0259	[t-C/GJ]
石炭コークス		29	[GJ/t]	0.0299	[t-C/GJ]
コールタール		37.3	[GJ/t]	0.0209	[t-C/GJ]
コークス炉ガス		18.4	[GJ/千m ³]	0.0109	[t-C/GJ]
高炉ガス		3.23	[GJ/千m ³]	0.0264	[t-C/GJ]
発電用高炉ガス		3.45	[GJ/千m ³]	0.0264	[t-C/GJ]
転炉ガス		7.53	[GJ/千m ³]	0.042	[t-C/GJ]
ジェット燃料油		36.3	[GJ/kL]	0.0186	[t-C/GJ]

※算定に使用する都市ガスの単位発熱量及び排出係数は、原則、環境大臣及び経済産業大臣又は都が公表する都市ガス事業者ごとの数値を使用する。ただし、使用する数値が公表されていない場合は、代替値として、単位発熱量「40 GJ/千m³」と排出係数「0.0140t-C/GJ」を使用する。

イ 都内に供給する全ての電力のCO₂排出係数の算定方法（自己託送及びコージェネレーションシステム（発電機含む）からの電気を外部へ供給している事業者の場合）

CO₂排出係数の算定方法は、アに示す方法と同様とする。ただし、CO₂排出係数の算定に使用する基礎CO₂排出量の算定でのコージェネレーションシステムから得られる電気・熱に係るCO₂排出量については、「東京都エネルギー環境計画書作成ガイドライン」に従って、電気の供給に係るCO₂排出量を算定すること。

ウ 電力メニューにより供給する電力のCO₂排出係数の算定方法

電力メニューは、電気供給事業者が需要側との契約により、クレジット等の環境価値を充当し、排出係数を調整した電気である。メニュー別の電気の電源構成及び充当した環境価値量に基づいてCO₂排出係数を算定すること。なお、算定するCO₂排出係数は、公表を希望する電力メニューすべてについて算定すること。

CO₂排出係数の算定方法はアに示す方法と同様とする。ただし、使用する数値は供給した電力メニューごとに案分した数値を用いること。

エ 都内に供給する全ての電力の再生可能エネルギー利用率の算定方法

都内に供給する全ての電力又は電力メニューにより供給される電力に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力及びバイオマスを熱源とする熱をいう。）を変換して得られた電気の量の割合を指す。また、グリーン電力証書や非化石証書等の環境価値*を充当している場合については、充当した環境価値を割合の算定に含めるものとする。なお、値は小数点以下3けた目を四捨五入する。

電力に含まれる再生可能エネルギーの算定方法は次に示すとおりである。なお、詳細な再生可能エネルギーの算定方法は、「東京都エネルギー環境計画書作成ガイドライン」の取り扱いに従って

算定する。

$$\begin{aligned} & \text{電力の再エネ利用率（\%）} \\ & = \left(\text{（再エネ由来の証書等（非化石証書[kWh] + グリーン電力証書[kWh] + 再エネ電力由来 J-クレジット※[kWh]） + 再エネ証書を発行していない再エネ電源の電力量【kWh】）} \div \text{販売電力量[kWh]} \right) \end{aligned}$$

＊供給される電力に占める再エネのうち、バイオマスを熱源とする熱を変換して発電した電気及び当該電気由来の証書については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないものは対象外とする。

【第五条第一項第十一号ハ】

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

- （１） 調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。
- （２） 調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

なお、基準の確認方法については、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずるものとする。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf)

オ 電力メニューにより供給する電力の再生可能エネルギー利用率の算定方法

算定する再エネ利用率は、公表を希望する電力メニューすべてについて算定すること。再エネ利用率の算定方法はエに示す方法と同様とする。ただし、使用する数値は供給した電力メニューごとに案分した数値を用いること。

（５）電気供給事業者による手続

実排出係数の報告及び都による公表を希望する電気供給事業者は、原則、毎年７月末日までに「排出係数等報告書兼同意書」（第１号様式）と排出係数等の算定に使用した根拠資料を都に提出しなければならない。

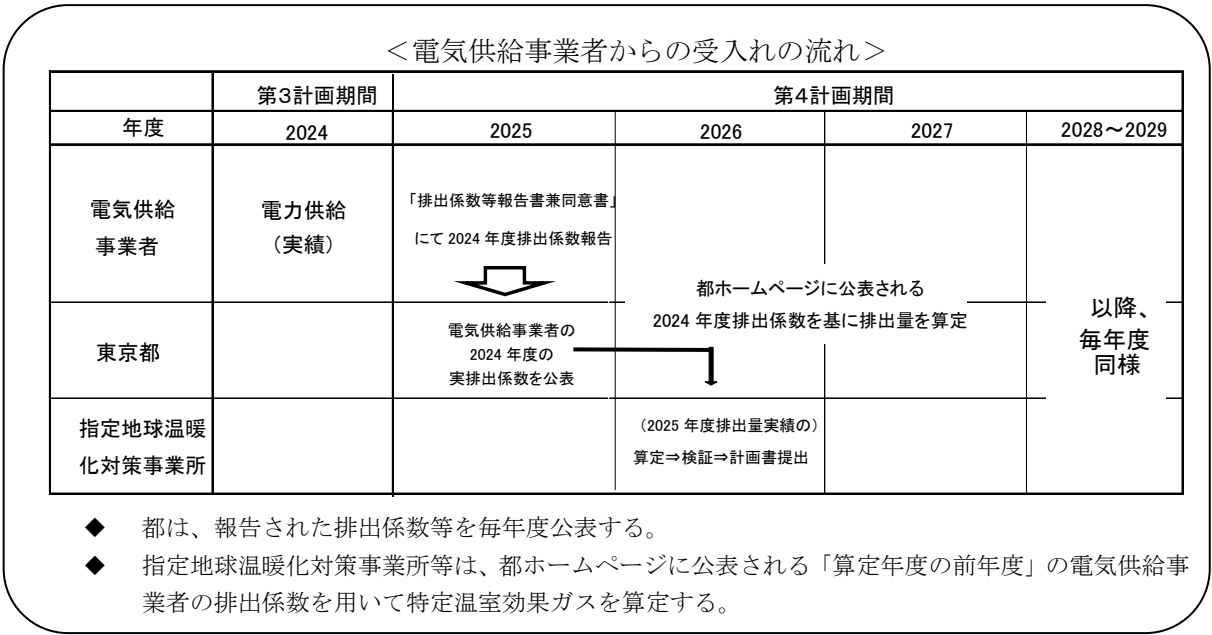
なお、実排出係数の報告をするが、都による実排出係数の公表を希望しない場合は、電気供給事業者が、都が送付する「排出係数等報告書兼同意書（収受印有）」の写しを、供給事

業者から供給先に周知する方法を選択することができる。

なお、「排出係数等報告書兼同意書」を提出しない場合、供給先から実排出係数の算定根拠等を求められる可能性があることに留意すること。（指定地球温暖化対策事業所等が報告する特定温室効果ガス排出量の算定にあたって、指定地球温暖化対策事業所が自ら電気の排出係数を算定して報告できる仕組みも合わせて設ける。その際に、電気の排出係数算定の根拠として、電気供給事業者から提供される資料が必要となるため。）

(6) 電気の排出係数等の公表

都は公表を希望する電気供給事業者を一覧にした資料を都環境局のホームページに掲載する。資料には、電気供給事業者名称、都内に供給する全ての電力のCO₂排出係数及びその電力の再エネ利用率（電力メニューにより供給する電力のCO₂排出係数及びその電力の再エネ利用率を報告している場合はそれも含む）を掲載するものとする。また、電力供給先によって実排出係数が異なる場合など、電力供給を受けている指定地球温暖化対策事業所等の特定が必要な場合にあっては、電力供給先の指定地球温暖化対策事業所等の名称については非公表とする。



<電気供給事業者からのメニュー別の電力の受入れの流れ>

	第3計画期間	第4計画期間			
年度	2024	2025	2026	2027	2028～2029
電気供給事業者		電力供給 (実績)	「排出係数等報告書兼同意書」 にて 2025 年度排出係数等 報告 		以降、 毎年度 同様
東京都			電気供給事業者の 2025 年度の 実排出係数等を公表 ↓		
指定地球温暖化対策事業所			メニュー別の排出係数等 に限り、2025 年度排出量 実績の算定		

- ◆ メニュー別の電力供給を受けている指定地球温暖化対策事業所等(に限り、都ホームページに公表される「算定年度」)の電気供給事業者の排出係数を用いて特定温室効果ガスを算定する。

2 熱供給事業者

(1) 対象とする熱供給事業者

実排出係数の報告ができる熱供給事業者は、指定地球温暖化対策事業所等に熱を供給する事業者であって、都が実排出係数を公表（自ら供給先に周知する場合を含む）することを希望する事業者とする。

～本仕組みの対象とする熱供給事業者の分類（例）～	
分 類	概 要
地域冷暖房事業 （熱供給事業法対象）	一定地域内の複数の需要家に対して蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラント（ただし熱源設備の加熱能力 21 ギガジュール/時以上）から導管を通じて供給する事業
地点熱供給事業 （熱供給事業法対象外）	特定の地点の需要家に対して蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラント（ただし熱源設備の加熱能力 21 ギガジュール/時未満）から導管を通じて供給する事業

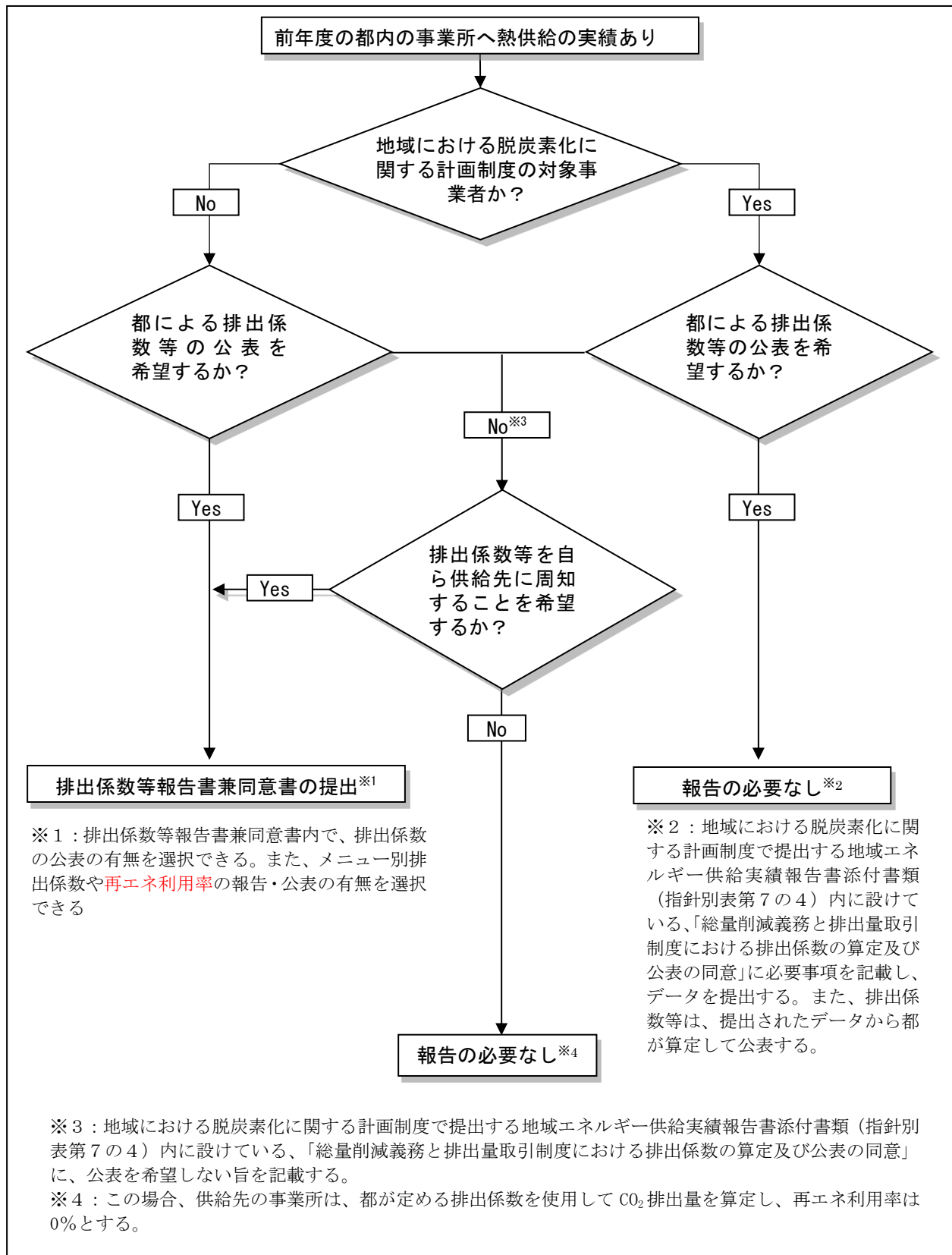
(2) 報告する実排出係数等

都による公表を希望する次の項目について報告することができる。

- 都内に供給する熱の CO2 排出係数及びその熱の再エネ利用率
- 熱メニューにより供給する熱の CO2 排出係数及びその熱の再エネ利用率

(3) 実排出係数等を報告する熱供給事業者の判断

実排出係数等を報告する熱供給事業者であるかの判断は、下図に示すフローで実施すること。



(4) 報告する実排出係数等の算定方法

ア 都内に供給する熱の CO₂ 排出係数の算定方法

熱供給事業者が製造した熱に係る燃料等使用量に基づいて CO₂ 排出係数を算定する。供給する熱に非化石証書、グリーン電力・熱証書及び再エネ電力・熱由来の J-クレジット等の環境価値を充当している場合は、その効果を含めて排出係数を算定すること。なお、算定する CO₂ 排出係数は、熱源プラント単位で算定するものとする。このため、1つの事業者で複数の排出係数を算定する場合も想定される。

CO₂ 排出係数の算定方法は次に示すとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{都内に供給する熱の CO}_2 \text{ 排出係数} \\ & = (\text{燃料の使用に伴う CO}_2 \text{ 排出量}^{※1} [\text{tCO}_2] + \text{電気の使用に伴う CO}_2 \text{ 排出量}^{※2} [\text{tCO}_2] + \text{他者} \\ & \quad \text{から調達した熱による CO}_2 \text{ 排出量}^{※3} [\text{tCO}_2] - \text{非化石電源 CO}_2 \text{ 削減相当量}^{※4} [\text{tCO}_2] - \text{グ} \\ & \quad \text{リーン電力・熱証書由来の認証排出量}^{※5} [\text{tCO}_2] - \text{再エネ電力・熱由来 J-クレジット} \\ & \quad \text{無効化量}^{※5} [\text{tCO}_2]) \div \text{販売熱量} [\text{GJ}] \end{aligned}$$

※1：燃料の使用に伴う CO₂ 排出量の算定方法は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第5章「温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定」に示す方法で算定する。ただし、算定に使用する単位発熱量及び排出係数は、本ガイドライン p5「表 燃料の使用に伴う CO₂ 排出量の算定に使用する単位発熱量及び排出係数」に示す数値を使用する。

※2：電気の使用に伴う CO₂ 排出量は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第5章「温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定」に示す方法で算定する。
ただし、熱供給事業者が小売電気事業者を兼ねており、市場や発電事業者等から環境価値を有していない電気を調達している場合は算定結果に「抜け殻電気」分の排出量を加算する。なお、排出量算定に使用する電気の排出係数は、都環境局のホームページに公表される都内平均係数を使用する。

※3：他者から調達した熱による CO₂ 排出量は、調達先の情報に基づく排出量とするが、それが不明であれば調達熱量に 0.06 [tCO₂/GJ] を乗じたものとする。

※4：非化石電源 CO₂ 削減相当量は、熱供給事業者が調達した非化石証書[kWh]を全電源平均[tCO₂/kWh]相当の排出量としたもの。電気の使用に伴う CO₂ 排出量を上限に利用可能とする。

※5：グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J-クレジットは、他者から調達した電気による CO₂ 排出量を上限に控除可能とする。

イ 都内に供給する熱の CO₂ 排出係数の算定方法（コージェネレーションシステムから得られる熱を外部へ供給している事業者の場合）

排出係数の算定方法は、アに示す方法と同様とする。ただし、コージェネレーションシステムから得られる熱の生成に伴う CO₂ 排出量について、熱製造に必要なエネルギーに伴い排出される CO₂ 排出量のみを算定に含めるものとする。コージェネレーションシステムから得られる熱の生成に伴う CO₂ 排出量の算定方法は、「熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20250220資庁第1号 20250217G局第3号 環地温発第2502204号）の「別紙4 コージェネレーションシステムから得られる電気・熱に係る二酸化炭素排出量の算出方法について」に記載の方法に従うものとする。

ウ 熱メニューにより供給する熱の CO₂ 排出係数の算定方法

熱メニューは、熱供給事業者が需要側との契約により、クレジット等の環境価値を充当し、排出係数を調整した熱である。メニュー別の熱の製造に係る CO₂ 排出量及び充当した環境価値量に基づいて CO₂ 排出係数を算定すること。なお、算定する CO₂ 排出係数は、公表を希望する熱メニューすべてについて算定すること。

CO₂ 排出係数の算定方法はア及びイに示す方法と同様とする。

エ 熱の再生可能エネルギー利用率の算定方法

都内に供給する熱又は熱メニューにより供給される熱に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力及びバイオマス*を熱源とする熱をいう。）を変換して得られた熱の量の割合を指す。また、グリーン電力・熱証書や非化石証書等の環境価値を充当している場合については、充当した環境価値を割合の算定に含めるものとする。なお、値は小数点以下3けた目を四捨五入する。

熱の再エネ利用率の算定方法は次に示すとおりである。算定に使用できる再エネ由来の証書及びクレジットについては、都内に供給する熱の CO₂ 排出係数の算定に使用したものを対象とする。

熱の再エネ利用率（％）

＝（販売熱量に占める再生可能エネルギー電源による発電量^{※1} [GJ]＋販売熱量に占める再生可能エネルギー設備による発熱量^{※2} [GJ]＋非化石証書^{※3} [GJ]＋グリーン電力証書^{※3} [GJ]＋グリーン熱証書[GJ]＋再エネ電気由来の J-クレジット^{※4}[GJ]＋熱由来の J-クレジット^{※5} [GJ] ）÷販売熱量 [GJ]

※1：販売熱量に占める再生可能エネルギー電源による発電量は、「他人から供給された電気使用量×再エネ利用率×電気の一次エネルギー換算係数」で算定する。再エネ利用率は都が公表する電気供給事業者ごとの値を使用すること。ただし、再エネ利用率が公表されていない場合は、使用する値は0％とする。なお、事業所内に設置している再生可能エネルギー電源で発電した電気を熱製造に利用している場合は、使用した電力量に電気の一次エネルギー換算係数を乗じた熱量を加算すること。

※2：販売熱量に占める再生可能エネルギー設備による発熱量は、事業所に設置している再生可能エネルギー設備で製造した熱を熱製造に利用している場合にのみ加算できる。

※3：非化石証書及びグリーン電力証書は、「認証電力量×電気の一次エネルギー換算係数」で算定する。

※4：再エネ電気由来の J-クレジットは、「無効化量÷電気の都内平均係数×電気の一次エネルギー換算係数」で算定する。

※5：再エネ熱由来の J-クレジットは、「無効化量÷熱の都内平均係数」で算定する。

＊供給される電力及び熱に占める再エネのうち、バイオマスを熱源とする熱を変換して得た電気・熱及び当該電気・熱由来の証書については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないものは対象外とする。

【第五条第一項第十一号ハ】

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

- （１） 調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。
- （２） 調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

なお、基準の確認方法については、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずるものとする。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf)

オ 熱メニューにより供給する熱の再生可能エネルギー利用率の算定方法

算定する再生可能エネルギー利用率は、公表を希望する熱メニューすべてについて算定すること。再生可能エネルギー利用率の算定方法はエに示す方法と同様とする。ただし、使用する数値は供給した熱メニューごとに案分した数値を用いること。

(5) 熱供給事業者による手続

実排出係数の公表を希望する熱供給事業者は、原則、毎年7月末日までに「排出係数等報告書兼同意書」（第1号様式）と排出係数等の算定に使用した根拠資料を都に提出しなければならない。

ただし、小売電気事業者から受電した電力を使用して製造した熱を供給している場合、当該年度に使用した電気の排出係数が未公表のため、提出期限までに当該電気を使用して製造した熱の排出係数を算定できない。そのため、7月末日までに「排出係数等報告書兼同意書」（第1号様式）と排出係数等の算定に必要な根拠資料を都に提出した後、当該年度の電気の排出係数の公表後に、提出された算定根拠を基に、都が排出係数等を算定する。

なお、実排出係数の報告をするが、都による実排出係数の公表を希望しない場合は、熱供給事業者が、都が送付する「排出係数等報告書兼同意書（収受印有）」の写しを、供給事業者から供給先に周知する方法を選択することができる。

「排出係数等報告書兼同意書」を提出しない場合、供給先から実排出係数の算定根拠等を求められる可能性があることに留意すること。（指定地球温暖化対策事業所等が報告する特定温室効果ガス排出量の算定にあたって、指定地球温暖化対策事業所が自ら熱の排出係数

を算定して報告できる仕組みも併せて設ける。その際に、熱の排出係数算定の根拠として、熱供給事業者から提供される資料が必要となるため。）

なお、「地域における脱炭素化に関する計画制度」の対象事業者であって、当該制度で報告されたデータを基に、C&T 制度にて排出係数及び再エネ利用率を算出及び公表する事業者は、C&T 制度への報告は不要となる。公表の同意手続についても、「地域における脱炭素化に関する計画制度」の地域エネルギー供給実績報告書添付書類（指針別表第 7 の 4）内に設けている、「総量削減義務と排出量取引制度における排出係数の算定及び公表の同意」により行う。

図 総量削減義務と排出量取引制度における排出係数の算定及び公表の同意

排出係数の算定及び公表の同意

1 熱の排出係数等の算定及び公表の仕組み導入の経緯

都内の大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」では、大規模事業所にCO2排出量の算定と報告を求めています。現行制度においては、大規模事業所で使用した燃料等の使用量に制度内で規定した排出係数を乗じてCO2排出量を算定していますが、令和7年度から、大規模事業所が実際に契約している熱供給事業者等の排出係数（実排出係数）により算定する制度改正を行いました。この改正により、熱供給事業者の低炭素な熱の製造及び大規模事業所による低炭素な熱の選択を促進してまいります。併せて、大規模事業所が使用したエネルギーに含まれる再生可能エネルギー利用割合の報告を新たに追加します。

このため、都の「地域エネルギー供給実績報告書」において報告項目を追加し、その情報を基に都が熱の排出係数（実排出係数）及び再エネ利用率を算出し、公表する仕組みを導入しております。

2 協力依頼事項

都が公表する熱の実排出係数及び再エネ利用率については、御提出いただいた地域エネルギー供給実績報告書に記載の情報から算定します。つきましては、貴事業者の熱排出係数及び再エネ利用率を算定・公表することについて、御協力をお願いいたします。

同意事項を御確認いただき、排出係数・再エネ利用率の算定・公表について以下にチェックを入れてください。公表に同意いただける場合は、以降シートに契約している電気・都市ガス事業者名称やクレジット利用量等の追加情報を記載ください。

「総量削減義務と排出量取引制度」による排出係数等の算定・公表	排出係数	☐ 算定・公表に同意する	再エネ利用率	☐ 算定・公表に同意する
		☐ 算定・公表に同意しない		☐ 算定・公表に同意しない

【同意事項】

●排出係数等の確認

・地域エネルギー供給実績報告書に記載の情報から排出係数及び再エネ利用率を東京都が算定する。

・情報が不足している場合、東京都から追加資料の提出や現地確認等を依頼する。算定根拠が確認できない場合は、報告された排出係数及び再エネ利用率が公表されない場合がある。

・排出係数の算定・公表のみに同意することは可能であるが、再エネ利用率の算定・公表のみに同意することはできない。（再エネ利用率の算定・公表を希望する場合は、排出係数の算定・公表にも同意が必要となる。）

●供給事業者の公表

・東京都は、「供給事業者の名称」、「メニューの名称」、「CO2排出係数（メニュー別排出係数を含む）」、「供給区域」、「再生可能エネルギーの利用率」及びその他必要と認められる事項を公表する。

【注意事項】

●算定・公表に同意しない場合

・貴事業者の排出係数及び再エネ利用率は公表されません。

・公表に同意しない場合は、別途「総量削減義務と排出量取引制度」における「排出係数報告書兼同意書」により、排出係数及び再エネ利用率を都に報告後、貴事業者から事業所に周知することもできますので、下記問い合わせ先へ御連絡ください。

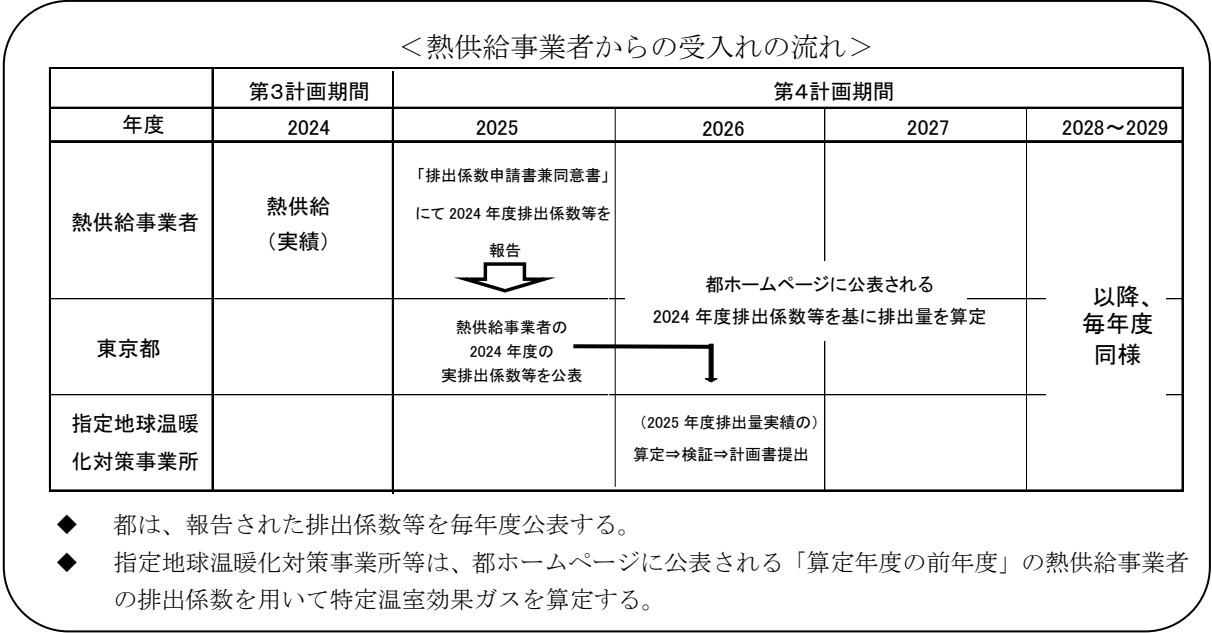
・公表に同意せず、「排出係数報告書兼同意書」による報告も実施しない場合は、貴事業者から熱を受け入れている事業所は、貴事業者の排出係数等を算定に使用することができません。この場合、代替値として「総量削減義務と排出量取引制度」のガイドラインに別途定める排出係数が使用され、事業所に不利となる可能性があります。また、事業所が使用する熱の再エネ利用率において、貴事業者から供給される熱は0%として取り扱われます。

●問い合わせ先

東京都環境局 気候変動対策部 総量削減課 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階南側
電話 03-5388-3438 メール:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

(6) 熱供給事業者の公表

都は公表を希望する熱供給事業者を一覧にした資料を都環境局のホームページに掲載する。資料には、熱供給事業者名称、都内に供給する熱の CO₂ 排出係数及びその熱に含まれる再エネ利用率（熱メニューにより供給する熱の CO₂ 排出係数及びその熱の再エネ利用率を含む）を掲載するものとする。また、上記の CO₂ 排出係数及び再エネ利用率については、熱源プラント単位で公表するものとする。



3 都市ガス供給事業者

(1) 対象とする都市ガス供給事業者

実排出係数の申請ができる都市ガス供給事業者は、都内に都市ガスを供給する事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者。以下、都市ガス供給事業者という。）であって、都が実排出係数等を公表（自ら供給先に周知する場合を含む）することを希望する事業者とする。

(2) 報告する実排出係数等

都による公表を希望する次の項目について報告することができる。ただし、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令・環境省令第3号）の第2条第3項第1号に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が排出係数を公表する都市ガス供給事業者については、**再エネ利用率**のみ報告することができる。

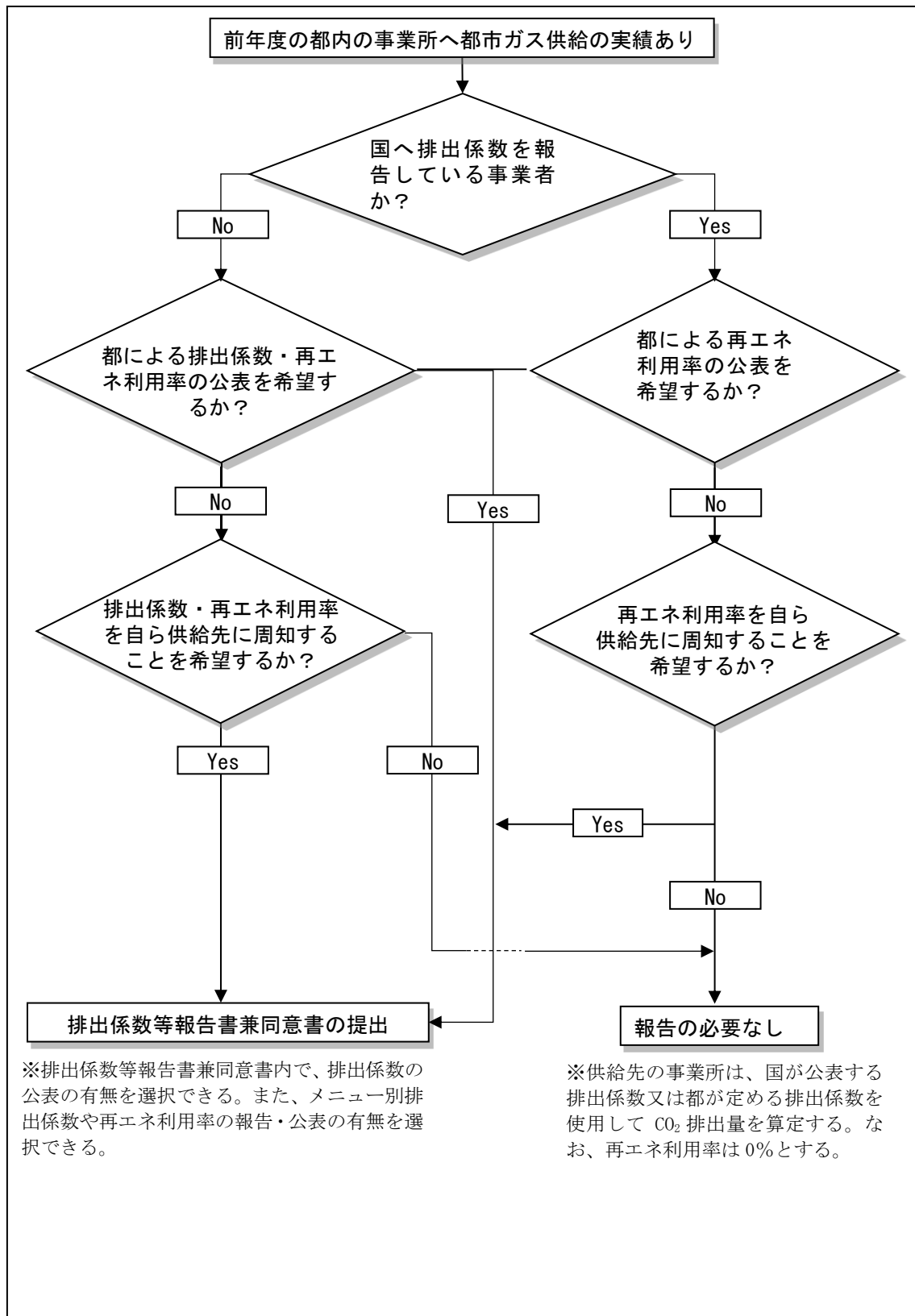
- 都内に供給する都市ガスのCO₂排出係数^{※1}及びその都市ガスの**再エネ利用率**
- 都市ガスメニューにより供給する都市ガスのCO₂排出係数^{※2}及びその都市ガスの**再エネ利用率**

※1:算定方法については、「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20250220資庁第2号 20250276局第3号 環地温発第2502204号）に規定する調整後排出係数と同様

※2:算定方法については、「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20250220資庁第2号 20250276局第3号 環地温発第2502204号）に規定する料金メニューに応じた排出係数と同様

(3) 実排出係数等を報告する都市ガス供給事業者の判断

実排出係数等を報告する都市ガス事業者であるかの判断は、下図に示すフローで実施すること。



(4) 報告する実排出係数等の算定方法

ア 都内に供給する都市ガスの CO₂ 排出係数の算定方法

都市ガス供給事業者が販売した都市ガスに供給量に基づいて CO₂ 排出係数を算定する。販売した都市ガスにバイオガスや国が定める再エネ熱由来のクレジット等の環境価値を充当している場合は、その効果を含めて排出係数を算定すること。なお、算定する CO₂ 排出係数は、1 事業者につき 1 つとする。

CO₂ 排出係数の算定方法は次に示すとおりである。詳細な CO₂ 排出係数の算定方法については、「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(20250220 資令第2号 2025027G 局第3号 環地温発第2502204号)の基礎排出係数の算出方法を参照すること。

$$\begin{aligned} & \text{都内に供給する都市ガスの CO}_2 \text{ 排出係数} \\ & = (\text{販売ガス量}[\text{m}^3] - \text{バイオガス供給量}[\text{m}^3]) \times \text{排出係数} - \text{再エネ電力・熱由来 J-クレジット無効化量}[\text{tCO}_2] \div \text{販売ガス量}[\text{m}^3] \end{aligned}$$

イ メニューにより供給する都市ガスの CO₂ 排出係数の算定方法

都市ガスメニューは、都市ガス供給事業者が需要側との契約により、クレジット等の環境価値を充当し、排出係数を調整した都市ガスである。メニュー別の都市ガスの販売量に係る CO₂ 排出量及び充当した環境価値量に基づいて CO₂ 排出係数を算定すること。なお、算定する CO₂ 排出係数は、公表を希望する都市ガスメニューすべてについて算定すること。

CO₂ 排出係数の算定方法はアに示す方法と同様とする。ただし、使用する数値は販売した都市ガスメニューごとに案分した数値を用いること。

ウ 都市ガスの再生可能エネルギー利用率の算定方法

都内に供給される都市ガスに占めるバイオガス供給量*の割合を指す。都市ガスの再生可能エネルギー利用率の算定方法は次に示すとおりである。なお、値は小数点以下 3 けた目を四捨五入する。

環境大臣及び経済産業大臣が排出係数を公表する都市ガス供給事業者については、国に申請した都市ガス排出係数のうち、都による公表を希望する再生可能エネルギー利用率について算定すること。

$$\text{都市ガスの再生可能エネルギー利用率}(\%) = \text{バイオガス供給量}^*[\text{m}^3] \div \text{販売ガス量}[\text{m}^3]$$

※バイオガスの熱量と、バイオガスを注入する都市ガス導管の標準熱量は一致しないため、バイオガス供給量の算出にあたっては、自ら小売供給したバイオガス量に、都市ガス導管に注入したバイオガスの実測による熱量を乗じ、導管事業者の託送約款で定める標準熱量の基準値で除することとする。

＊供給される都市ガスに占めるバイオガスについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないものは対象外とする。

【第五条第一項第十一号ハ】

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

- （１） 調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。
- （２） 調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

なお、基準の確認方法については、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずるものとする。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf)

エ 都市ガスの再生可能エネルギー利用率の算定方法

算定する再エネ利用率は、公表を希望する都市ガスメニューすべてについて算定すること。環境大臣及び経済産業大臣が排出係数を公表する都市ガス供給事業者については、国に申請した都市ガスメニューのうち、都による公表を希望するメニューの再生可能エネルギー利用率について算定すること。

再生可能エネルギー利用率の算定方法はウに示す方法と同様とする。ただし、使用する数値は供給した都市ガスメニューごとに案分した数値を用いること。

(5) 都市ガス供給事業者による手続

実排出係数等の公表を希望する都市ガス供給事業者は、原則、毎年5月末日までに「排出係数等報告書兼同意書」（第1号様式）と排出係数等の算定に使用した根拠資料を都に提出しなければならない。

なお、実排出係数等の報告をするが、都による実排出係数の公表を希望しない場合は、都市ガス供給事業者が、都が送付する「排出係数等報告書兼同意書（収受印有）」の写しを、供給事業者から供給先に周知する方法を選択することができる。

「排出係数等報告書兼同意書」を提出しない場合、供給先から実排出係数の算定根拠等を求められる可能性があることに留意すること。（指定地球温暖化対策事業所等が報告する特定温室効果ガス排出量の算定にあたって、指定地球温暖化対策事業所が自ら都市ガスの排

出係数を算定して報告できる仕組みも併せて設ける。その際に、都市ガスの排出係数算定の根拠として、都市ガス供給事業者から提供される資料が必要となる。）

環境大臣及び経済産業大臣が排出係数を公表する都市ガス供給事業者については、国が公表する排出係数を引用するため、C&T 制度への報告は不要となる。ただし、**再エネ利用率**の都による公表又は供給先への周知を希望する事業者は、**再エネ利用率**に関して「排出係数等報告書兼同意書」（第 1 号様式）と算定に使用した根拠資料を都に提出しなければならない。

（6）都市ガス供給事業者の公表

都は公表を希望する都市ガス供給事業者を一覧にした資料を都環境局のホームページに掲載する。資料には、都市ガス供給事業者名称、都内に供給する都市ガスの CO₂ 排出係数及びその都市ガスの**再エネ利用率**又はメニューにより供給する都市ガスの CO₂ 排出係数及びその都市ガスの**再エネ利用率**を掲載するものとする。

環境大臣及び経済産業大臣が排出係数を公表する都市ガス供給事業者の都市ガスの CO₂ 排出係数については、都が**再エネ利用率**を公表することを希望した事業者のみ都環境局のホームページに掲載する。

＜都市ガス供給事業者からの受入れの流れ＞

	第3計画期間	第4計画期間			
年度	2024	2025	2026	2027	2028～2029
都市ガス供給事業者		都市ガス供給 (実績)	「排出係数申請書兼同意書」 にて 2025 年度排出係数等を 報告 		以降、 毎年度 同様
東京都			都市ガス供給事業者の 2024 年度の実排出係数等を公表 	都ホームページに公表 される	
指定地球温暖化対策事業所			(2025 年度排出量実績の) 算定⇒検証⇒計画書提出	2025 年度排出係数等を 基に排出量を算定	

- ◆ 都は、報告された排出係数等を毎年度公表する。
- ◆ 指定地球温暖化対策事業所等は、都ホームページに公表される「算定年度」の都市ガス供給事業者の排出係数を用いて特定温室効果ガスを算定する。

第1号様式 排出係数等報告書兼同意書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

排出係数等報告書 兼 同意書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量の算定に使用する排出係数等について、同意事項に同意の上、次のとおり報告します。

供 給 燃 料 等				
供 給 事 業 者 の 名 称				
供 給 事 業 者 の 所 在 地				
供 給 実 績 の 年 度				年度
排 出 係 数 等 の 種 類	☐ 供給事業者全体の排出係数		☐ 供給事業者全体の再エネ利用率	
	☐ 供給事業者が供給するメニュー別の排出係数 (メニュー数: 個)		☐ 供給事業者が供給するメニュー別の再エネ利用率 (メニュー数: 個)	
排 出 係 数 等	排 出 係 数 : 単位			
	再 エ ネ 利 用 率 : %			
	供 給 場 所 (区 域) :			
	※供給場所(区域)は、エネルギー供給先が特定されている場合のみ記載すること。 ※メニュー別排出係数は、「メニュー別排出係数に係る情報の一覧」に情報を記載すること。			
東 京 都 に よ る 排 出 係 数 等 の 公 表	排出係数	☐ 排出係数の公表を希望する ☐ 排出係数の公表を希望しない※	再エネ 利用率	☐ 再エネ利用率の公表を希望する ☐ 再エネ利用率の公表を希望しない※
	※東京都が送付する本報告書兼同意書の写し(収受印有)を、供給事業者から供給先に周知すること。			
算 定 担 当 者 連 絡 先 (東京都からの問合せ先)	連 絡 担 当 者 :			
	所 属 部 署 :			
	電 話 番 号 :			
	メー ル ア ド レ ス :			
※受付欄				

【同意事項】

●排出係数等の確認

- 東京都に報告した排出係数等の算定根拠を提出・提示すること。
排出係数等が算定できない事業者については、排出係数等の算定に必要な根拠を提出・提示すること。
算定根拠が不足している場合、東京都から追加資料の提出や現地確認等を依頼する。算定根拠が確認できない場合は、報告された排出係数等が認められない場合がある。
- 供給事業者全体の排出係数等を報告すること。
ただし、事業者全体の排出係数が都外供給のみに該当し、メニュー別排出係数のみが都内供給に該当する場合は、メニュー別排出係数のみの報告も可能とする。
- メニュー別の排出係数等の申請を希望する場合は、当該メニュー別の排出係数等について次シートにより報告すること。
- 排出係数のみを報告することは可能であるが、再エネ利用率のみを報告することはできない。
(再エネ利用率の報告をする場合は、排出係数の報告も必要となる。)
ただし、国に排出係数を報告している都市ガス事業者は、再エネ利用率のみを報告することができる。

●供給事業者の公表

- 東京都が「供給事業者名称」、「メニュー名称」「CO₂排出係数(メニュー別排出係数を含む)」、「供給区域」、「再生可能エネルギー利用率」及びその他必要と認められる事項を公表する。
- 排出係数と再エネ利用率の両方を報告する場合、どちらか一方の数値のみの公表を希望することはできない。

別紙 メニュー別排出係数に係る情報の一覧

メニュー別排出係数に係る情報の一覧

【注意事項】

- ◆ メニュー別排出係数の公表を希望する場合のみ、記載ください。
- ◆ 総量削減義務と排出量取引制度で定める方法で算定する値を用いるため、国に報告する排出係数と異なる場合があります。
- ◆ 欄が足りない場合は用紙を追加して記入してください。

番号	供給燃料等	メニュー名称		排出係数 ^{※3}	再エネ利用率 ^{※4}	供給場所（区域） ^{※5}
		正式名称 ^{※1}	国等に報告した名称 ^{※2}	（単位）	[%]	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- ※1 正式名称とは、電力供給約款、契約約款、需給契約書等に記載される本メニュー名称を指します。
- ※2 国に報告したメニュー名称とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、経済産業省及び環境省に報告したメニュー名称を指します。
- ※3 供給先に供給したメニュー別排出係数を記載してください。
- ※4 再エネ利用率は、供給したメニュー電力・熱・都市ガス量に占める再生可能エネルギーの割合を記載してください。（小数点以下2けた目を四捨五入とします。）
- ※5 供給場所（区域）は、メニュー電力・熱・都市ガスの供給先が特定されている場合のみ記載すること。